

人閣議第二四四号  
起案

平成三年二月九日  
裁可  
上奏  
平成三年二月二日

決議  
定議

平成三年二月一日

施行

平成三年二月一二日

平成三年二月二日

年月日

内閣總理大臣

内閣官房長官

内閣参事官

渡辺善國務大臣  
田原国務大臣  
羽田国務大臣  
鳩山国務大臣  
山下国務大臣

五五五五五

田名部国務大臣  
渡部国務大臣  
奥田国務大臣  
遠辺善国務大臣  
近藤国務大臣

五五五五五

山崎国務大臣  
塙川国務大臣  
伊江国務大臣  
岩崎国務大臣  
加藤国務大臣

五五五五五

谷川国務大臣  
東家国務大臣  
中村国務大臣  
野田国務大臣  
宮下国務大臣

五五五五五

検事長に任命する

次長検事 矢岡  
 次長検事 矢岡  
 次長検事 矢岡

一級に叙する

内閣

検事長 藤永幸治

次長検事に任命する  
一級に叙する

検事長 藤永幸治

検事長に任命する  
一級に叙する

検事長 藤永幸治

検事長 川島  
井上五郎  
興

同 同 同 佐藤道夫

同 同 米田昭

同 同 藤道夫

同 同 田昭

願に依り本官を免ずる

同

細谷

明

内

閣



記

次長検事

岡村泰孝

検事長に任命する

一級に叙する

高松高等検察庁検事長 検事長 藤永幸治  
次長検事に任命する

一級に叙する

最高検察庁公安部長 検事 當別當季正  
検事長に任命する  
一級に叙する最高検察庁検事  
法務総合研究所長  
検事長に任命する  
一級に叙する最高検察庁検事  
公安調査庁長官  
検事長に任命する  
一級に叙する最高検察庁刑事部長 検事 佐藤道夫  
検事長に任命する  
一級に叙する

法務省人任第3063号

平成3年12月3日

内閣総理大臣殿

法務大臣



下記のとおり人事異動を実施したい内議がありますので、閣議の上、発令願います。

なお、本件は、平成3年12月3日限り定年退官予定の東京高等検察庁検事長根岸重治の後任に次長検事岡村泰孝を、その後任に高松高等検察庁検事長藤永幸治を、その後任に最高検察庁公安部長當別當季正を、また、大阪高等検察庁検事長川島興の退官に伴い、その後任に広島高等検察庁検事長吉永祐介を、その後任に法務総合研究所長敷田稔を、名古屋高等検察庁検事長井上五郎の退官に伴い、その後任に仙台高等検察庁検事長水原敏博を、その後任に公安調査庁長官米田昭を、福岡高等検察庁検事長細谷明の退官に伴い、その後任に札幌高等検察庁検事長谷山純一を、その後任に最高検察庁刑事部長佐藤道夫をそれぞれてようとするものであります。

法  
務  
省

大阪高等検察庁検事長 検事長 川島 興  
願により本官を免ずる

名古屋高等検察庁検事長 検事長 井上 五郎  
願により本官を免ずる

福岡高等検察庁検事長 検事長 細谷 明  
願により本官を免ずる

(平成3年12月12日付け)

法務省

本籍	姓氏	ムラカミ	名	ムラカミ
	年月日	昭和四年六月一三日生	旧氏名	
現住所			現住所	
出生地			出生地	
年	月	日	年	月
昭和三七	一一	一七	昭和三七	一一
司法試験第一回試験合格				
昭和三八	一一	三	京都大学法学部卒業	昭和三八
司 法 修 習 生 を 命 ず る				
昭和三九	一一	四	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	昭和三九
檢事二級（大阪地方検察庁検事）に採用する				
昭和四〇	一一	九	高知地方検察庁検事に配置換する	昭和四〇
徳島地方検察庁検事に配置換する				
昭和四一	一一	一〇	静岡地方検察庁検事に配置換する	昭和四一
履歴書用紙				
年	月	日	事	項
昭和三三	三	二八	静岡地方検察庁浜松支部勤務を命ずる	府
昭和三四	三	一六	名古屋地方検察庁岡崎支郷検察官事務取扱を命ずる	法務省
昭和三五	三	一五	但し期日は三月一八日一日限りとする	最高検察庁
昭和三六	三	一四	水戸地方検察庁検事に配置換する	法務省
昭和三七	八	一三	東京地方検察庁検事に配置換する	法務省
昭和三八	三	一二	函館地方検察庁検事に配置換する	法務省
昭和三九	一一	一八	東京地方検察庁検事に配置換する	法務省
昭和四〇	一	一〇	司法研修所教官に充てる	最高裁判所
昭和四一	九	一〇	委員会臨時委員を委嘱する	最高裁判所
昭和四二	一一	一九	昭和四四年度司法修習生考試につき司法修習生考試	最高裁判所
昭和四三	一一	二九	昭和四五年度司法修習生考試につき司法修習生考試	最高裁判所
昭和四四	一一	一四	委員会臨時委員を委嘱する	最高裁判所

年	月	日	事	項	府 名	最高裁判所	最高裁判所
昭和五〇	一	二五	委員会考査委員を委嘱する			司法修習生考試委員会委員を委嘱する	司法修習生考試委員に充てることを解く
五〇	一	二九	東京高等検察庁検察官事務取扱を命ずる			司法修習生考試委員の委嘱を解く	司法修習生考試委員の委嘱を解く
五〇	一	三一	昭和五〇年度司法修習生考試につき司法修習生考試委員会考査委員を委嘱する			昭和四九年度司法修習生考試につき司法修習生考試委員会考査委員を委嘱する	昭和四九年度司法修習生考試につき司法修習生考試委員会考査委員を委嘱する
五一	一	二八	東京高等検察庁検事に配置換する			東京高等検察庁	"
五二	一	一九	東京高等検察官事務取扱を免ずる			東京高等検察庁	"
五二	一	一九	昭和五一年度司法修習生考試につき司法修習生考試委員会考査委員を委嘱する			最高裁判所	最高裁判所
五二	一	一九	昭和五一年度司法修習生考試につき司法修習生考試委員会考査委員を委嘱する			法務省	法務省
五三	四	一九	昭和五三年度司法修習生考試につき司法修習生考試委員会考査委員を委嘱する			東京高等検察庁	東京高等検察庁
五四	四	一九	東京地方検察庁検事に配置換する			最高裁判所	最高裁判所
五四	四	一九	東京地方検察庁刑事部長を命ずる			"	"
五五	三	一七	法制審議会少年法部会委員に併任する			法務省	法務省
五五	三	一五	オランダ、西ドイツ、フランス、イタリア、スイス、連合王国及びアメリカ合衆国の各国へ出張を命ずる			"	"
五五	三	一五	出張期間は昭和五五年三月三一日から同年四月二九日までとする			"	"
五六	六	二	東京地方検察庁特別検査部長を命ずる			"	"
五六	六	二	東京地方検察庁刑事部長を免ずる			"	"
五六	六	二	法制審議会少年法部会委員の併任を解除する			"	"

五六	一二	一	那霸地方検察庁検事正に配置換する				
			福岡高等検察庁検事に併任する				
			福岡高等検察庁那霸支部勤務を命ずる				
			福岡高等検察庁那霸支部長を命ずる				
五八	三二	一	最高検察庁検事に配置換する				
			福岡高等検察庁検事の併任を解除する				
			福岡高等検察庁那霸支部勤務を命ずる				
			福岡高等検察庁那霸支部長を免ずる				
五九	八一五	一	公安調査官を命ずる				
			第百回国会政府委員を命ずる				
			第一百一回国会政府委員を命ずる				
			法務大臣官房長に充てる				
六〇	一一二〇	一	法務大臣官房長に充てる				
			公安調査官を命ずる				
			第百回国会政府委員を命ずる				
			第一百一回国会政府委員を命ずる				
			法務大臣官房長に充てる				
			公安調査官を命ずる				
			第百一回国会政府委員を命ずる				
			公安調査官を免する				
昭和五九	一一一〇	一	公安調査官次長に充ることを解く				
			公安調査官を免する				
			第百一回国会政府委員を命ずる				
			公安調査官を免する				
			最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する				
			最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する				
			日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条による合同委員会日本政府代表代理を命ずる				
			日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二十五条による合同委員会日本政府代表代理を命ずる				
			日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条による合同委員会日本政府代表代理を命ずる				
一〇	一一四	一	五百三回国会政府委員を命ずる				
			五百三回国会政府委員を命ずる				

西村泰孝

高村泰幸

第一百八回国会政府委員を命ずる

内閣

二九

"

第百九回国会政府委員を命ずる

内閣

六二

"

第一百十一回国会政府委員を命ずる

内閣

一一

"

第百十一回国会政府委員を命ずる

内閣

一三

"

法制審議会刑事法部会委員に併任する

内閣

二八

"

法制審議会少年法部会委員に併任する

内閣

六三

"

法務事務次官に任命する

内閣

一七

"

法制審議会委員に併任する

内閣

二九

"

法制審議会刑事法部会委員の併任を解除する

内閣

五

"

法制審議会少年法部会委員の併任を解除する

内閣

七

"

法制審議会幹事の併任を解除する

内閣

五

"

司法試験管理委員会委員長に併任する

内閣

四

"

最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる

内閣

三一

"

司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く

内閣

二九

"

最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる

内閣

二六

"

中央交通安全対策會議幹事に任命する

内閣

二九

"

国有財産中央審議会委員に併任する

内閣

一

"

地域改善対策協議会委員に併任する

内閣

四

"

公害対策會議幹事に任命する

内閣

五

"

消費者保護會議幹事に任命する

内閣

九

"

海外移住審議会幹事に任命する

内閣

一

"

最高裁判所一般規則制定諮問委員会委員に任命する

内閣

三一

"

平成三年三月三一日まで勤務延長する

内閣

一三

"

次長検事に任命する

内閣

一級に叙する

"

国有財産中央審議会委員の併任を解除する

内閣

二〇

"

法制審議会委員に併任する

内閣

一〇

"

司法修習生考試委員会委員を委嘱する

内閣

五

"

最高裁判所

内閣

本籍	藤永幸治	ふじながゆきはる
氏名	出生の年月日	昭和五年七月一日生
旧氏名		

年	月	日	事	項	序	名
二七	一一	一七	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会		

## 履歴書用紙

法務省

年	月	日	事	項	序	名
昭和三三	八	一〇	同大学大学院一年修了			
三五	三	二五	司法修習生を命ずる	最高裁判所		
三七	六	二七	司法修習生の修習終了			
			検事二級（東京地方検察庁検事）に採用する	法務省		
三九	四	一	宇都宮地方検察庁検事に配置換する	法務省		
四〇	七	二八	○日までとする			
四一	一	一五	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する			
四二	八	一五	かねて法務事務官（法務省入国管理局付）に併任する			
四三			法務事務官（法務省入国管理局付）の併任を解除する			
			法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する			

藤永幸治

九	八	法制審議会幹事の併任を解除する
一一	一	外務事務官（大臣官房）に併任する

外務省

四三	三	二五 外務事務官（大臣官房）の併任を解除する
四四	四	一二 外務事務官（欧亜局西歐課）に併任する
四五	六	七 外務事務官（歐亜局西歐課）の併任を解除する
四五	八	八 外務省に出向させる
四六	九	九 外務事務官（在オーストリア日本国大使館）に転任させる
四七	一〇	一等書記官を命ずる

## 履歴書用紙 法務省

年	月	日	事	項	序	名
昭和四七	七月	三	帰朝を命ずる			
	八	一七	法務省に転向させる			
	九	一八	検事一級（東京地方検察庁検事）に転任させる			
	一〇	一九	法務省刑事局参事官に充てる			
四八	二月	一〇	法制審議会幹事に併任する			
	三月	一一	法務省刑事局参事官に充てることを解く			
	四月	一二	法制審議会幹事の併任を解除する			
四九	五月	一二〇	法務省刑事局参事官に充てる			
	六月	一九	法制審議会幹事に併任する			
五一	七月	一五〇	司法試験（第二次試験）考查委員に併任する			
	八月	一五〇	併任の期間は昭和五〇年一月三一日までとする			
	九月	一九	副検事選考審査会予備委員に併任する			
五一	十月	一一四	司法試験（第二次試験）考查委員に併任する			

履歴書用紙			
年	月	日	事項
昭和五三	九	七	併任の期間は昭和五三年一一月三一日までとする 法制審議会幹事に併任する
五四	一	二	司法試験（第二次試験）考查委員に併任する 併任の期間は昭和五四年一一月三一日までとする
"	一	六	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する 併任の期間は昭和五四年七月八日から同月一七日までとする
"	一	八	アメリカ合衆国へ出張を命ずる 出張期間は昭和五四年七月八日から同月一七日までとする
"	七	八	外務事務官（国際連合局）に併任する (期間は昭和五四年七月一七日までとする)
外務省		"	

藤永幸治

昭和五五年度司法書士試験委員(筆記試験担当)に併任する	法務省
検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	
併任の期間は昭和五五年一月三一日までとする	
八月一一日出張期間は昭和五五年八月一三日から同年九月一〇日までとする	
ヴエネズエラ及びメキシコの両国へ出張を命ずる	
出張期間は昭和五五年八月一三日から同年九月一〇日までとする	
ヴエネズエラ国カラカスにおいて開催の第六回國際連合犯罪防止會議日本政府代表代理を命ずる	内閣
東京地方檢察廳檢事に配置換する	法務省
東京地方檢察廳公安部長を命ずる	
検察官特別考試審査会臨時委員の併任を解除する	
副檢事選考審査会予備委員の併任を解除する	
ヴエネズエラ国カラカスにおいて開催の第六回國際連合犯罪防止會議日本政府代表代理を命ずる	内閣
東京地方檢察廳公安部長を命ずる	法務省
検察官特別考試審査会臨時委員の併任を解除する	
副檢事選考審査会予備委員の併任を解除する	
ヴエネズエラ国カラカスにおいて開催の第六回國際連合犯罪防止會議日本政府代表代理を命ずる	内閣
東京地方檢察廳公安部長を命ずる	法務省
東京地方檢察廳檢事に配置換する	
最高檢察廳檢事に配置換する	
法制審議会少年法部会委員に併任する	
甲府地方檢察廳檢事正に配置換する	
法制審議会少年法部会委員の併任を解除する	
最高檢察廳檢事に配置換する	
法制審議会刑事法部会委員に併任する	
東京高等檢察廳檢事に配置換する	
東京高等檢察廳次席檢事を命ずる	
かねて東京高等檢察廳總務部長を命ずる	

		五	七	最高裁判所
		六	三	東京高等検察庁総務部長を免ずる
六二	九	一〇	一〇	法制審議会刑事法部会委員に併任する
六三	四	一一〇	一一〇	最高検察庁検事に配置換する
		〃	〃	最高検察庁刑事部長を命ずる
		五	一九	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する
併任の期間は昭和六三年一二月三一日までとする				
		二四	二四	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる
		〃	一	矯正保護審議会委員に併任する
		平成元	五	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する
併任の期間は昭和六四年一〇月一九日までとする				
		一五	一五	選挙制度審議会幹事に任命する
		六	二八	検事長に任命する
		九	四	内閣
法務省				
年	月	日	事項	内閣
平成元	九	四	一級に叙する	内閣
	〃	〃	高松高等検察庁検事長に補する	法務省
	〃	〃	検察官特別考試審査会臨時委員の併任を解除する	〃

本籍	年	月	日	出生地	氏名	姓	名	出生の年月日	昭和七年二月一三日生
現住所	年	月	日	事	姓	姓	名	旧氏名	
	一八	一〇	一〇	司法試験第二次試験合格					
	一九	三		九州大学法学部卒業					
	二一	四	五	司法修習生を命ずる					最高裁判所
	二二	六	一〇	司法修習生の修習終了					"
	二三	六	七	検事二級（神戸地方検察廳検事）に採用する					
	二四	八	一	アメリカ合衆国へ出張を命ずる					
	二六	三	一三	出張期間は昭和三二年七月三日から同三三年七月二一					
				履歴書用紙 法務省					
	年	月	日	事	項	序	名		
	昭和三三	六	一一	日本までとする					
	三四	八	一	米國への出張期間を昭和三三年一〇月二一日まで延期する件は承認する					
	三六	三	一三	東京地方檢察廳検事に配置換する					
				沖繩へ出張を命ずる					
				出張期間は昭和三六年三月一四日から同月二九日までとする					
	四〇	七	二一	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する					
				法務教官（法務総合研究所教官）に併任する					
				法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する					
				スウェーデン、オランダ、ドイツ、デンマーク、ノルウェー、連合王国、フランス、スイス、イタリア及びアメリカ合衆国の各国へ出張を命ずる					

## 穀田 総

年	月	日	事	項	法務省	國稅庁
昭和四二	一一	二六	法務事務官 置換する	(法務省刑事局付) に配	法務省	國稅庁
			法務事務官(法務省刑事局付) の併任を解除する			
			人事院規則一一四第三条第一項第二号により休職にする			
			大蔵事務官(國稅庁調査審察部) の併任は終了した			
			休職の期間を昭和四六年三月二五日まで更新する			
四五	一二	二六	(昭和四五年一二月二一日任金一八八八により人事院事務総長承認)		國稅庁	
四六	一	一六	国際機関等に派遣される一般職の國家公務員の待遇等に関する法律(昭和四五年法律第百十七号)附則		法務省	
			第二項の規定により派遣職員(国際連合事務局へアメリカ合衆国) となつた			

## 敷田 稔

四 八 年 八 月 一 五	三 二 四 一 七 一 八 九 一 九 一 〇 一 一 五	四 八 年 八 月 一 〇 九 一 四 一 九 一 九 一 九 一 五	法務教官（法務総合研究所教官）に併任する 法務省刑事局参事官に充てることを解く 大蔵事務官（国税庁調査検察部）の併任を解除する 法制審議会幹事の併任を解除する マレイシア、インドネシア、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン及びシンガポールの各國へ出張を命ずる 出張期間は昭和四八年一〇月一〇日から同年一一月五日までとする デンマーク、イタリア、タイ及び大韓民国の各國へ出張を命ずる 出張期間は昭和四九年六月一一日から同年一一月一三日までとする イスイスへ出張を命ずる 出張期間は昭和五〇年八月三〇日から同年九月一四日までとする	事 項 名 称	法 務 省	國 稅 廳	國 稅 廳

		年	月	日	事	項	府	名	敷	田	総
五	一	九	一六		法務教官（法務総合研究所教官）の併任を解除する		"	"			
五	一	四	一五	一五	法務審議会幹事に併任する		"	"			
五	一	五	一五	一五	アメリカ合衆国へ出張を命ずる	出張期間は昭和五一年五月一一日から同月一九日までとする					
"	"	八	一八	一八	シンガポールへ出張を命ずる	出張期間は昭和五一年九月五日から同月一一日までとする			"	"	
"	"	五	二	二五	東京高等検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に併任する	"	"	"	"	
"	"	五	二	二五	アメリカ合衆国へ出張を命ずる	出張期間は昭和五一年五月二一日から同月一九日までとする	"	"	"	"	
"	"	五	二	八	法務省刑事局総務課長に充てる	法務省刑事局総務課長に充てる	"	"	"	"	
"	"	昭和五	三	二	八	東京地方検察庁検事の併任を解除する	法務省	法務省	法務省	法務省	
"	"	二五				日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全					
"	"					保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国					
"	"					における合衆国軍隊の地位に關する協定第二十五条					
"	"					による合衆国軍隊の補助機關たる刑事裁判管轄権分					
"	"					科委員会日本代表を委嘱する					
"	"					副検事選考審査会予備委員に併任する					
"	"					最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事に任命する					
"	"					検察官特別考試審査会臨時委員に併任する					
"	"					併任の期間は昭和五三年一二月三一日までとする					
"	"	五	一	一五	法制審議会幹事に併任する	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省
"	"	八	二五		代理を命ずる						

戴田 稔

履歴書用紙					
年	月	日	項	法務省	外務省
昭和五四	五	一二	アメリカ合衆国へ出張を命ずる	最高裁判所	東京地方法務省
			出張期間は昭和五四年五月一九日から同年六月三日までとする		
五五	二	六	東京高等検察庁検事に配置換する	法務省	東京地方法務省
			法務総合研究所教官・法務総合研究所国際連合研修協力部長に充てる		
			アジア極東犯罪防止研修所長を命ずる		
			タイ、イラク、イタリア及びアメリカ合衆国の各國へ出張を命ずる		
			出張期間は昭和五五年四月一四日から同年五月二日までとする		
"	八	一一	アメリカ合衆国及びヴェネズエラの両国へ出張を命ずる		

敷田  
穩

## 敷 田 稔

一四〇までとする

五七 三 五 國際連合事務局國際経済社会局社会開発人道問題セ  
ンター犯罪防止刑事司法部（オーストリア・ウイー  
ン市）に派遣する

派遣の期間は昭和五七年三月五日から昭和五九年三  
月四日までとする

法務総合研究所教官・法務総合研究所国際連合研修  
協力部長に充てることを解く

アジア極東犯罪防止研修所長を免ずる

派遣の期間を昭和六一年三月四日まで更新する

派遣の期間を昭和六一年四月三日まで更新する

最高検察庁検事に配置換する

最高検察庁検事に配置換する

法務省矯正局長に充てる

## 履 歴 書 用 紙

省名

序号

法務省

項

日付

年月

昭和六一 七 一五 刑務共済組合運営審議会委員を命ずる

法務審議会少年法部会委員に併任する

法制審議会幹事に併任する

堀春対策審議会幹事に任命する

大韓民国へ出張を命ずる

出張期間は昭和六一年九月一四日から同年九月二一  
日までとする

第百七回国会政府委員を命ずる

青少年問題審議会幹事に任命する

第百八回国会政府委員を命ずる

フランス及びオーストリアの両国へ出張を命ずる

出張期間は昭和六一年九月三〇日から同年一〇月一

法務省					
年	月	日	事	項	府 名
平成元年三月二十四日	一四	タイへ出張を命ずる	出張期間は平成元年四月八日から同月一六日までとする	最高検察庁検事に配置換する	法務省
平成元年三月二十四日	一四	法務総合研究所長に充てる	副検事選考審査会委員に併任する	法務総合研究所長に充てる	法務省
平成元年三月三十日	一〇	簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	最高裁判所	法務省
平成元年三月三十一日	一一	矯正保護審議会委員に併任する	併任の期間は平成元年一〇月一九日までとする	最高裁判所	法務省
平成元年十月十日	一〇	矯正保護審議会委員に併任する	オーストリア、チエツコスロヴァキア、ハンガリートラベル代理人に併任する	最高裁判所	法務省
平成元年十一月一日	一一	東ドイツ及びソヴィエト連邦の各国へ出張を命ずる	東ドイツ及びソヴィエト連邦の各国へ出張を命ずる	最高裁判所	法務省

履歴書用紙						法務省	
年	月	日	事項	内閣	法務省	内閣	法務省
平成三	七	二五	出張期間は平成三年一月一六日から同年二月一日までとする オーストリアへ出張を命ずる	内閣	法務省	内閣	法務省
	八	一〇	出張期間は平成三年七月一九日から同年八月一一日までとする 矯正保護審議会委員に併任する	内閣	法務省	内閣	法務省
	九	一一	フランスへ出張を命ずる	内閣	法務省	内閣	法務省
	九	一二	出張期間は平成三年一月一六日から同年二月一五日までとする アメリカ合衆国へ出張を命ずる	内閣	法務省	内閣	法務省
	九	一四	第八回国際連合犯罪防止会議日本政府代表を命ずる キューべへ出張を命ずる	内閣	法務省	内閣	法務省
	九	一四	出張期間は平成二年八月一一日から同年九月一〇日までとする 第八回国際連合犯罪防止会議日本政府代表を免する	内閣	法務省	内閣	法務省
	九	一九	アメリカ合衆国へ出張を命ずる	内閣	法務省	内閣	法務省

							本籍		
							氏名	よね 田だ	あきら 昭
							現住所		
							出生地		
							年月日	年月日 昭和五年六月二十五日生	年月日
							項		序名
年	月	日	事						
昭和三七	一	一	司法試験第二次試験合格				正法司		
昭和三八	二	八	東京大学法学部法律学科卒業				監理委員会		
昭和三九	三	一	司法修習生を命ずる				最高裁判所		
昭和四〇	四	七	司法修習生の修習終了				"		
昭和四一	五	八	検事二級（東京地方検察庁検事）に採用する				法務省		
昭和四二	六	一〇	千葉地方検察庁検事に配置換する				"		
昭和四三	七	一一	東京地方検察庁検事に配置換する				"		
昭和四四	八	一二	札幌地方検察庁検事に配置換する				"		
			履歴書用紙	事	項	法務省			
				年	月	年	月	年	月
				昭和三八	三	二五	東京地方検察庁検事に配置換する	法務省	
				昭和三九	四	一六	東京高等検察庁検察官事務取扱を命ずる	東京高等検察庁	
				昭和四〇	五	二〇	東京区検察庁検事に併任する	法務省	
				昭和四一	六	二五	法務総合研究所研究官・法務総合研究所研究第二部室長研究官に充てる	法務省	
				昭和四二	七	二六	東京区検察庁検事の併任を解除する	東京高等検察庁	
				昭和四三	八	二七	東京高等検察庁検察官事務取扱を免する	法務省	
				昭和四四	九	二八	法務総合研究所研究官・法務総合研究所研究第一部室長研究官に充てることを解く	東京高等検察庁	
				昭和四五	一	一五	法務省矯正局総務課長に充てる	法務省	
				昭和四六	二	一六	国家公務員共済組合連合会評議員を命ずる	東京高等検察庁	
				昭和四七	三	一七	刑務共済組合運営審議会幹事を命ずる	法務省	

年	月	日	事	項	府	名
昭和五〇	九	一四	矯正保護審議会幹事に併任する			
五〇	九	二三	法制審議会幹事に併任する			
五〇	九	二〇	法務省矯正局長長島敦外国出張につき同局長事務代理を命ずる			
五〇	九	一六	事務代理の期間は昭和四九年一〇月六日までとする 法務省矯正局長長島敦外国出張につき同局長事務代理を命ずる			
五〇	九	一一	事務代理の期間は昭和四九年一一月一二五日までとする 法務省矯正局長長島敦外国出張につき同局長事務代理を命ずる			
五〇	九	七	東京高等検察庁検事に配置換する			
五〇	九	八	法務省矯正局総務課長に充てる			
五〇	九	三〇	法務省矯正局長長島敦外国出張につき同局長事務代理を命ずる			
五〇	九	三一	事務代理の期間は昭和五〇年九月一四日までとする 法務省矯正局長長島敦外国出張につき同局長事務代理を命ずる			
五〇	九	三二	矯正保護審議会幹事に併任する			
五〇	九	三三	法制審議会幹事に併任する			
五〇	九	三四	フランス、イタリア、スイス、西ドイツ、デンマーク、スウェーデン、オランダ、連合王国及びアメリカ合衆国の各国へ出張を命ずる			
五〇	九	三五	出張期間は昭和五一年一〇月五日から同年一一月四日までとする			
五〇	九	三六	法務省矯正局総務課長に充てることを解く			
五〇	九	三七	矯正保護審議会幹事の併任を解除する			
五〇	九	三八	国家公務員共済組合連合会評議員を免ずる			
五〇	九	三九	刑務共済組合連合会評議會幹事を免ずる			
五〇	九	四〇	法制審議会幹事の併任を解除する			
五〇	九	四一	仙台地方検察庁検事に配置換する			

## 米田 譲

年	月	日	事	項	府	名	法務省	最高裁判所
昭和五七	一一	一	最高検察庁検事に配置換する					
五八	一二	一六	東京法務局長に充てる					
五九	一	一	国有財産関東地方審議会委員に併任する					
			公証人審査会委員に併任する					
六〇	七	二五	甲府地方検察庁検事正に配置換する					
六一	八	一一〇	公証人審査会委員の併任を解除する					
六三	一	一一二	岡山地方検察庁検事正に配置換する					
			最高検察庁検事に配置換する					
			最高検察庁総務部長を命ずる					
			最高裁判所家庭規則制定諮問委員会委員に任命する					
平成元	九	二七	司法修習生考試委員会委員を委嘱する					
四	一	一	公安調査庁長官に充てる					
			法務省					

履歷書用紙 沪務省

本籍	姓 氏 名 前 名	昭和七年一〇月一四日生	年 月 日	事 項	序 名
現住所	旧氏名				

年	月	日	事	項	序 名
二九	一〇	二八	司法試験第二次試験合格		司法試験管理委員会
三〇	三一		東北大学法学部卒業		
一〇	四	一	司法修習生を命ずる		最高裁判所
一一	四	四	司法修習生の修習終了		"
一一	四	六	検事二級（札幌地方検察庁検事）に採用する		法務省
一二	三	二八	旭川地方検察庁検事に配置換する		"
一二	三	二五	千葉地方検察庁検事に配置換する		"
一二	八	一	東京地方検察庁検事に配置換する		"
<b>履歴書用紙</b>					
年	月	日	事	項	序 名
昭和三九	一〇	一	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する		法務省
四二	九	八	法制審議会幹事に併任する		"
四五	一	一六	沖縄へ出張を命ずる		"
			出張期間は昭和四三年一月一九日から同年一月一七日までとする		
			法務省刑事局付に充てる		
			法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する		
			法務省刑事局参事官に充てる		
			法制審議会幹事に併任する		
四五	三	二五	カナダ、アメリカ合衆国及びメキシコの各国へ出張を命ずる		
四五	二	一六	出張期間は昭和四五年一月一五日から同年三月一七日までとする		

## 佐藤道夫

年	月	日	事	項	法務省	内閣法制局	国税庁
昭和四七年一月一五日	内閣法制局参事官(第二部)に併任する						外務省
昭和四七年二月二二日	弁護士法の規定により第二東京弁護士会資格審査会 予備委員を委嘱する		弁護士会	第二東京 弁護士会	法務省	内閣法制局	外務省
昭和四七年三月二二日	法制審議会幹事に併任する		法務省	法務省	法務省	内閣法制局	外務省
昭和四七年四月二二日	弁護士法の規定により第一東京弁護士会資格審査会 予備委員を委嘱する		弁護士会	第一東京 弁護士会	法務省	内閣法制局	外務省
昭和四七年五月二二日	法制審議会幹事に併任する		法務省	法務省	法務省	内閣法制局	外務省
昭和四七年六月二二日	弁護士法の規定により第一東京弁護士会資格審査会 予備委員を委嘱する		弁護士会	第一東京 弁護士会	法務省	内閣法制局	外務省
昭和四七年七月二二日	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事に任命する 法制審議会幹事に併任する		法務省	法務省	法務省	内閣法制局	外務省
昭和四七年八月二二日	内閣法制局参事官(第二部)の併任を解除する 法務省刑事局刑事課長に充てる		法務省	法務省	法務省	内閣法制局	外務省
昭和四七年九月二二日	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事を免ずる		法務省	法務省	法務省	内閣法制局	外務省

佐藤道夫

による合同委員会の補助機關たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表の委嘱を解く		外務省
二 一 五 三 一五	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事を免ずる 司法研修所教官に充てる	最高裁判所
四 一四	東京高等検察庁検事に配置換する	法務省
五 一	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	最高裁判所
六 一〇	併任の期間は昭和五七年一二月三一日までとする 司法修習生考試委員会委員を委嘱する	法務省
七 二七	司法修習生考試委員会委員を委嘱する 法制審議会少年法部会委員の併任を解除する	最高裁判所
八 一一	法制審議会少年法部会委員の併任を解除する 昭和五七年度司法試験（第二次試験）考査委員に併任する	法務省
九 一〇	併任の期間は昭和五八年一二月三一日までとする 昭和五八年司法試験（第一次試験）考査委員に併任する	最高裁判所
一〇 一	併任の期間は昭和五八年一二月三一日までとする 最高検察庁検事に配置換する	法務省
一一 一七	併任の期間は昭和五九年一二月三一日までとする 昭和五九年度司法試験（第二次試験）考査委員に併任する	最高裁判所
一二 一六	併任の期間は昭和五九年一二月三一日までとする 司法研修所教官に充てる	法務省
一三 一五	司法研修所教官に充てる 昭和五九年度司法試験（第一次試験）考査委員の併任を解除する	最高裁判所
一四 一四	司法修習生考試委員会委員の併任を解除する	法務省

佐藤道夫

年	月	日	事	項	務	省	内閣	法務省
昭和六二	六	一六	二九	二	第百七回国会政府委員を命ずる		"	公安調査庁
六三	七	一九	六一	一六	公安調査庁長官谷川輝外国出張につき同長官事務代理を命ずる		"	内閣
六四	八	二五	一一	二七	事務代理の期間は昭和六二年六月一十九日までとする 第百九回国会政府委員を命ずる	法務省	内閣	盛岡地方検察厅検事正に配置換する
六五	九	一五	一一	二八	第百十二回国会政府委員を命ずる	"	"	最高検察庁検事に配置換する
六六	一〇	三〇	一二	一九	第百十三回国会政府委員を命ずる	"	"	公安調査官を命ずる
六七	一一	一九	一二	一九	連合王国、西ドイツ及びフランスの各国へ出張を命ずる	"	"	最高裁判所
六八	一二	一九	一三	一九	出張期間は昭和六三年九月一〇日から同月二三日までとする			最高裁判所
六九	一二	一九	一四	一九	最高検察庁公判部長を命ずる	法務省	内閣	最高裁判所
七〇	一二	一九	一五	一九	最高裁判所次長に充てることを解く	法務省	内閣	最高裁判所
七一	一二	一九	一六	一九	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する	法務省	内閣	最高裁判所
七二	一二	一九	一七	一九	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	法務省	内閣	最高裁判所
七三	一二	一九	一八	一九	併任の期間は平成元年一二月三一日までとする	法務省	内閣	最高裁判所
七四	一二	一九	一九	一九	横浜地方検察庁検事正に配置換する	法務省	内閣	最高裁判所
七五	一二	一九	一九	一九	検察官特別考試審査会臨時委員の併任を解除する	法務省	内閣	最高裁判所
七六	一二	一九	一九	一九	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員を免ずる	法務省	内閣	最高裁判所
七七	一二	一九	一九	一九	最高検察庁検事に配置換する	法務省	内閣	最高裁判所

佐藤道夫

本籍	現住所	姓 氏 名	とくべつとう 當別當	すえ 季 正
年 月 日	年 月 日	出生の 年 月 日	昭和六年一一月八日生	
出生地		旧氏名		
		項	序	名
二九	三	同大学同学部卒業		
三十	四	司法試験第二次試験合格	司法試験 委員会	
三一	四	司法修習生を命ずる	最高裁判所	
三四	三	司法修習生の修習終了		
三四	二八	六 檢事一般（札幌地方検察庁検事）に採用する	法務省	
三四	二五	鉄道地方検察庁検事に配置換する		
三四	三	神戸地方検察庁検事に配置換する		
三四	二五	豊島区検察庁検察官事務取扱を命ずる		
八	一二	法務省		
年 月 日	事	項	序	名
昭和三六	九	ただし期日は八月一三日一日限りとする	最高検察庁	
	一	東京地方検察庁検事に配置換する	法務省	
四三	八	一二二八 法務教官（法務総合研究所）に併任する		
四三	八	法務事務官（法務大臣官房人事課付）に併任する	法務省	
四三	八	法務教官（法務総合研究所教官）の併任を解除する		
		司法試験（第二次試験）考查委員に併任する		
		任期は昭和四三年一二月三一日までとする		
		検察官特別考試審査会臨時委員に併任する		
		任期は昭和四四年三月三一日までとする		

當別當季正

四四	一	一六	司法試験（第一次試験） 考査委員に併任する	當別當季正					
			任期は昭和四年一一月三一日までとする						
	七	二五	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する						
			併任の期間は昭和四年一一月三一日までとする						
	八	一五	法務大臣官房人事課付に充てる						
			法務事務官（法務大臣官房人事課付）の併任を解除する						
			法務大臣官房人事課付に充てる						
	一	一一	沖繩へ出張を命ずる						
		一二	出張期間は昭和四五五年一月一三日から同月一六日までとする						
		一九	司法試験（第二次試験） 考査委員に併任する						
			併任の期間は昭和四五五年一一月三一日までとする						
	五	一六	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する						
			併任の期間は昭和四五五年一一月三一日までとする						
			香港へ出張を命ずる	項	序名				
昭和四五	六	一一	出張期間は昭和四五五年六月一五日から同月一八日までとする						
		一五	法務省刑事局参事官に充てる	法務省					
	四六	一三	カナダ、アメリカ合衆国、メキシコの各國へ出張を命ずる						
		一八	出張期間は昭和四六年九月四日から同年一〇月一六日までとする	"					
		三一	カナダ国モントリオールにおいて開催の航空法國際会議日本政府代表代理を命ずる	内閣					
	九	一〇	法制審議会幹事に併任する	法務省					
		一〇	カナダ国モントリオールにおいて開催の航空法國際会議日本政府代表代理を免ずる	内閣					

年	月	日	事	項	法	務	省	最	高
								裁	判
								判	所
昭和五八年	三月	二二	法務大臣官房參事官に充てる 法務審議会幹事の併任を解除する	四	一七	法務審議会幹事の併任を解除する	四八	三	二三
昭和五六年	三月	二二	法務大臣官房參事官に充てることを解く 法務事務官（法務大臣官房付）に併任する	五	一九	法務事務官（法務大臣官房付）に併任する	五二	三	二三
昭和五五年	三月	二二	併任の期間は昭和五一年三月三一日までとする 昭和五二年度司法修習生考試につき司法修習生考試委員会考査委員を委嘱する	五	一九	併任の期間は昭和五一年三月三一日までとする 昭和五二年度司法修習生考試につき司法修習生考試委員会考査委員を委嘱する	五二	三	二三
昭和五五年	四月	二四	東京高等檢察廳檢事に配置換する 東京地方檢察廳檢事に併任する	五	一九	東京高等檢察廳檢事に配置換する 東京地方檢察廳檢事に併任する	五二	三	二三
昭和五五年	四月	二四	東京地方檢察廳總務部長を命ずる 東京地方檢察廳檢事の併任を解除する	五	一九	東京地方檢察廳總務部長を命ずる 東京地方檢察廳檢事の併任を解除する	五二	三	二三
昭和五五年	五月	一〇	法制審議会監獄法改正部会委員に併任する 昭和五六年度司法修習生考試につき司法修習生考試委員会考査委員を委嘱する	五	一〇	法制審議会監獄法改正部会委員に併任する 昭和五六年度司法修習生考試につき司法修習生考試委員会考査委員を委嘱する	五二	三	二三
昭和五五年	六月	一一	東京高等檢察廳檢事に配置換する 法務大臣官房審議官（入國管理局担当）に充てる	五	一〇	東京高等檢察廳檢事に配置換する 法務大臣官房審議官（入國管理局担当）に充てる	五二	三	二三
昭和五五年	七月	一二	タイ及びフィリピンの両国へ出張を命ずる 出張期間は昭和五八年三月六日から同月一三日までとする	五	一一	タイ及びフィリピンの両国へ出張を命ずる 出張期間は昭和五八年三月六日から同月一三日までとする	五二	三	二三
昭和五五年	八月	一四	最高檢察廳檢事に配置換する 法務大臣官房審議官（入國管理局担当）に充てる	五	一二	最高檢察廳檢事に配置換する 法務大臣官房審議官（入國管理局担当）に充てる	五二	三	二三
昭和五五年	九月	一八	大韓民國へ出張を命ずる 出張期間は昭和五八年六月一三日から同月一七日ま	五	一二	大韓民國へ出張を命ずる 出張期間は昭和五八年六月一三日から同月一七日ま	五二	三	二三

		外務省		法務省	
年	月	日	事	内閣	内閣
昭和五九	一〇	一一〇	法制審議会国籍法部会委員の併任を解除する		
	一一	一二〇	法制審議会少年法部会委員に併任する		
	一一	一二一	青少年問題審議会幹事に任命する		
	一一	一二〇	東京地方検察庁検事に配置換する		
	一一	一二一	東京地方検察厅次席検事を命ずる		
<b>履歴書用紙</b>					
		法務省		法務省	
年	月	日	事	内閣	内閣
昭和五九	一二	一〇	法制審議会刑事法部会委員に併任する		
	一二	一一	最高裁判所刑罰規則制定諮問委員会委員に任命する		
	一二	一二〇	青少年問題審議会幹事を免する		
	一二	一二七	最高検察庁検事に配置換する		
	一二	一二八	法制審議会刑事法部会委員の併任を解除する		
	一二	一二九	最高裁判所刑罰規則制定諮問委員会委員を免する		
平成元年	四	一〇	最高検察庁検事に配置換する		
	四	一一	最高検察庁公安部長を命ずる		

宣譯卷一 股

右圖說題大至

稿事長

大販高舉指等行

詩聯賦

本籍

かわしまこう

川島興

昭和3年12月19日生

昭和26. 3 中大専卒  
4 司法修習生  
28. 4 任検事  
50. 1 東京地検特別捜査部長  
53. 4 函館地検検事正  
54. 12 東京地検次席検事  
57. 11 最高検検事  
58. 12 東京高検次席検事  
61. 4 横浜地検検事正  
62. 5 東京地検検事正  
63. 12 高松高検検事長  
平成 元. 9 大阪高検検事長  
3. 12 辞職予定

内閣総理大臣宮澤喜一殿

名古屋高等検察庁  
検事長

辞職願

本籍

いの うえ ご ろう

井 上 五 郎

昭和3年12月17日生

- |       |    |               |
|-------|----|---------------|
| 昭和26. | 3  | 東大法卒          |
|       | 4  | 司法修習生         |
| 28.   | 4  | 任検事           |
| 49.   | 1  | 福岡高検公安部長      |
| 50.   | 8  | 東京地検刑事部長      |
| 52.   | 3  | 法務総合研究所研究第一部長 |
| 55.   | 2  | 徳島地検検事正       |
| 56.   | 11 | 最高検検事         |
| 58.   | 12 | 名古屋地検検事正      |
| 60.   | 5  | 最高検総務部長       |
| 61.   | 6  | 法務総合研究所長      |
| 平成元.  | 6  | 名古屋高検検事長      |
| 3.    | 12 | 辞職予定          |

中華書局

編者

中國圖書出版社

卷一

中華書局

本籍

ほそ たに あきら  
細 谷 明  
昭和3年12月28日生

- 昭和27. 3 近畿大第二部法中退  
4 司法修習生  
29. 4 任検事  
51. 3 大阪高検検事  
11 大阪地検公安部長  
52. 4 大阪地検刑事部長  
54. 5 大阪高検公安部長  
12 大阪地検次席検事  
57. 7 最高検検事  
58. 3 大阪高検次席検事  
60. 12 広島地検検事正  
63. 7 最高検公安部長  
平成 元. 4 札幌高検検事長  
2. 12 福岡高検検事長  
3. 12 辞職予定



法務省入任第3068号

平成3年12月4日

内閣総理大臣殿

法務大臣



検事長の定年退官について（通知）

東京高等検察庁検事長根岸重治は、検察庁法第22条の規定により平成3年12月3日限り定年退官したので、通知します。

法  
務  
省